

消費税軽減税率制度説明会のご案内

江東東税務署と江東東税務署関係民間6団体及び東京商工会議所江東支部では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

開催日時(開始30分前から開場しています)

平成29年11月20日(月) 10時00分～11時45分

平成29年11月20日(月) 14時00分～15時45分

各先着100名様

場所

亀戸文化センター5階 第1、第2研修室

(江東区亀戸2丁目19-1)

駐車場等はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

お問合せ先

江東東税務署 法人課税第1部門 担当：伊藤、石丸 03-3685-6311

税務署にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。